

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税の更正をすべき理由がない旨の通知処分取消
請求事件

国側当事者・国(館山税務署長)

平成21年9月16日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	増井 喜久士
同補佐人税理士	石川 力
同	石川 朗彦
被告	国
同代表者法務大臣	森 英介
処分行政庁	館山税務署長
	浅井 要
被告指定代理人	堀田 秀一
同	出田 潤二
同	渡邊 晃樹
同	山口 克也

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

館山税務署長が平成19年6月12日付けで原告に対してした原告の平成18年12月28日
付け平成7年分相続税に係る更正の請求は更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

第2 事案の概要等

- 1 本件は、被相続人である実父から相続により取得した財産に係る相続税額につき相続税法35
条3項(平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。)1号に基づく更正処分を受
けた原告が、同号に基づく更正処分を受けた他の相続人が提起した訴えにおいて、当該相続人に
係る更正処分を取り消す判決が言い渡され、それが確定したことから、原告に対する上記更正処
分もまた理由がないとして、課税価格及び納付すべき税額について更正の請求をしたところ、更
正をすべき理由がない旨の通知処分をされたため、当該通知処分の取消しを請求した事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 国税通則法(以下「通則法」という。)23条2項は、納税申告書を提出した者等は、同項
各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる期間において、その該当することを理
由として同条1項の規定による更正の請求をすることができる旨を定めるところ、同項3号は、

更正の請求をすることができる場合及びその期間として、その他当該国税の法定申告期限後に生じた同項1号及び2号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき及び当該理由が生じた日の翌日から起算して2月以内とする旨を定める。

(2) 国税通則法施行令（以下「通則法施行令」という。）6条1項1号は、通則法23条2項3号に規定する政令で定めるやむを得ない理由として、その申告、更正又は決定に係る課税標準等（通則法19条1項に規定する課税標準等をいう。）又は税額等（同項に規定する税額等をいう。）の計算の基礎となった事実のうちに含まれていた行為の効力に係る官公署の許可その他の処分が取り消されたことを定める。

(3) 相続税法35条3項1号は、税務署長が同法32条1号から5号（平成18年法律第10号による改正前のもの）までの規定による更正の請求に基づき更正をした場合において、当該請求をした者の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者につき、当該他の者が同法27条若しくは29条の規定による申告書（これらの申告書に係る期限後申告書及び修正申告書を含む。）を提出し、又は相続税について決定を受けた者である場合において、当該申告又は決定に係る課税価格又は相続税額（当該申告又は決定があった後修正申告書の提出又は更正があった場合には、当該修正申告又は更正に係る課税価格又は相続税額）が当該請求に基づく更正の基礎となった事実を基礎として計算した場合におけるその者に係る課税価格又は相続税額と異なることとなるときは、その者に係る課税価格又は相続税額の更正又は決定をする旨を定める。

3 争いのない事実等（当事者間に争いがなく、又は各項の末尾に掲記した証拠若しくは弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

(1) ア 原告は、平成7年1月29日に死亡した乙（以下「亡乙」という。）の二男である。亡乙の相続人は、妻丙（以下「丙」という。）、長女丁（以下「丁」という。）、二女戊（以下「戊」という。）、三女A（以下「A」という。）、長男B（以下「B」という。）及び原告の6名（以下、この6名を「本件相続人ら」と総称する。）である。

イ なお、平成7年1月25日、東京都台東区長に対して亡乙を養親とする養子縁組の届書が提出され、受理されたことに基づき、亡乙が死亡した当時は、C（以下「C」という。）も、亡乙の相続人の一人として扱われていた。（甲4）

(2) 本件相続人ら及びCは、亡乙の死亡により開始した相続（以下「本件相続」という。）に係る財産について、平成7年10月26日付けで遺産分割協議書（以下「第1次分割協議書」という。）を作成した。第1次分割協議書には、おおむね次のとおり記載されており、末尾に本件相続人ら及びCの各署名及び押印がある。（甲3、甲4）

ア 本件相続に係る遺産相続については、相続人全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し取得することとし、また、未分割とすることに決定した。

(ア) 丙が取得する財産は、別表1の「第一次分割協議書記載財産」欄に記載された財産がすべてであって、それ以外は一切ない。

(イ) 上記(ア)以外のすべての資産及び財産（以下「本件未分割財産」という。）は未分割とする。

イ 以上のとおり、相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため、本書を作成し、各自署名押印する。

- (3) 本件相続人ら及びCは、本件相続に係る相続税（以下「本件相続税」という。）について、相続税法27条1項（平成15年法律第8号による改正前のもの）に定める法定の期限内である平成7年10月27日、共同して申告書（以下「当初申告書」という。）を館山税務署長に提出した。そして、当初申告書においては、第1次分割協議書記載の本件未分割財産について、相続税法55条本文（平成15年法律第8号による改正前のもの。以下同じ。）の規定に基づき、未分割であることを前提に、民法の規定による相続分の割合に従って当該財産を取得したものととして、課税価格の計算がされていた。（甲3、甲4、乙1、乙5、乙8）
- (4) 本件相続人ら及びCは、平成9年5月29日、館山税務署の係官による本件相続税の調査結果に基づいて、共同して修正申告書（以下「第1次修正申告書」という。）を館山税務署長に提出した。第1次修正申告書では、本件未分割財産について、当初申告書におけると同様に未分割であることを前提として、課税価格の計算がされていた。なお、亡乙の財産の価額は、21億2497万6272円とされており、以後、端数計算に伴う変動を除き、現在に至るまで変更されていない。（甲3、甲4、乙2、乙5、乙8）
- (5) 平成11年9月10日、丙、丁、A及びBとCとの間で争われていた亡乙とCとの養子縁組の無効確認を求める訴訟の控訴審において訴訟上の和解が成立した。その結果、Cが亡乙の相続人ではないことが確定し、これにより相続人の数が減少し、相続税法15条（平成15年法律第8号による改正前のもの）に定める遺産に係る基礎控除額が減少することから、本件相続人らに係る相続税額が従前より増加することを理由として、原告は、平成11年12月21日、館山税務署長に対し、修正申告をし、原告以外の本件相続人らも、そのころ、修正申告（以下、原告を含む本件相続人らの修正申告を「第2次修正申告」と総称する。）をした。第2次修正申告に際しては、本件未分割財産について、当初申告書及び第1次修正申告書におけると同様に未分割であることを前提として、課税価格の計算がされていた。（甲3、甲4、乙3、乙5、乙8）
- (6) 本件相続人らは、Cが亡乙の相続人でないことが確定したことを受けて、平成12年3月1日ころ、Cを除外して、遺産分割協議書（以下「第2次分割協議書」という。）を作成した。（甲3、甲4）
- (7) 本件相続人らは、第2次分割協議書記載の土地につき地積等を修正し、かつ、各相続人がこれらの土地に係る分筆及び相続登記等に協力する旨を付記した平成12年5月23日付けの遺産分割協議書（以下「第3次分割協議書」という。）を作成した。（甲3、甲4）
- (8) 丙及び丁は、平成12年12月1日、戊、A、B及び原告を相手方として、東京家庭裁判所に対し、本件相続に係る財産につき遺産分割を求める調停（以下「本件調停」という。）の申立てをした。（甲3、甲4）
- (9) 本件相続人らは、平成15年3月12日に実施された本件調停の第13回期日において、本件相続に係る財産につき合意事項を確認した。本件調停の第13回期日調書（以下「本件調書」という。）に記載された当事者の合意事項のうち、本件相続に係る財産に関するものの概要は、次のとおりである。（甲3、甲4、乙5）
- ア 本件相続に係る財産のうち、別表1の「本件調書の遺産目録記載財産」欄に記載された不動産、有価証券、預貯金その他及び現金は、丙の相続財産とする。
- イ 上記以外の財産は、丙を除く他の相続人らで分割協議をするものとする。
- (10) 本件相続人らは、新たに、本件調書に記載された合意事項に沿った内容の平成15年5月

- 7日付け遺産分割協議書（以下「第4次分割協議書」という。）を作成した。（甲3、甲4）
- (11) 丙は、平成15年6月25日、本件相続に係る財産について、「未分割財産について、（中略）東京家庭裁判所の審決により、配偶者丙の取得した分割財産の金額が最終的に確定いたしました」として、館山税務署長に対し、相続税法32条1号に基づく相続税の更正の請求（以下「丙の更正の請求」という。）をした。（甲3、甲4、乙5）
- (12) 丙の更正の請求の請求書に記載されたところを基に本件相続人らの課税価格を再計算すると、丙以外の本件相続人らに係る相続税額には不足が生じたことから、丁、A及びBは、平成15年6月25日、共同して相続税法31条1項（平成18年法律第10号による改正前のもの）の規定に基づく相続税の修正申告書を館山税務署に提出し、原告は、平成15年10月20日、同項の規定に基づく相続税の修正申告（以下「原告の第3次修正申告」という。）の申告書（以下、本件相続人らが提出した上記各修正申告書を「第3次修正申告書等」と総称する。）を館山税務署長に提出した。第3次修正申告書等においては、丙が本件未分割財産を取得しないことを前提として、課税価格の計算がされていた。（甲3、甲4、乙4、乙8）
- (13) 館山税務署長は、平成15年7月3日、丙の更正の請求について理由があるものとして、丙に係る相続税額について減額更正（以下「丙の減額更正」という。）をした。
- (14) 館山税務署長は、相続税の総額に乗ずるあん分割合について、小数ではなく分数に基づくのが相当であることなどを理由に、平成16年1月27日、丁、A及びBに係る相続税額について減額更正をし、同年2月26日、原告に係る相続税額について増額更正（以下「本件更正処分」という。）をした。（甲1、甲3、甲4、乙8）
- (15) 館山税務署長は、平成15年12月22日、戊に係る相続税額について、相続税法35条3項の規定に基づき、増額更正（以下「戊の増額更正」という。）をした。（甲3、甲4）
- (16) 原告は、平成16年4月24日、館山税務署長がした本件更正処分を不服として、別表2順号6欄記載のとおり、異議申立てをした。これに対し、館山税務署長は、同年7月9日付けで異議申立てを棄却する旨の決定をした。（乙5）
- (17) 戊は、異議申立て及び審査請求を経て、平成17年8月16日、戊の増額更正に係る処分のうち、納付すべき税額5034万3100円を超える部分の取消しを求めて、訴え（東京地方裁判所同年（〇〇）第●●号相続税の更正処分取消請求事件）を提起した。これに対し、東京地方裁判所は、平成18年11月29日、遅くとも第3次分割協議書が作成された平成12年5月23日ころには、丙の取得する財産は最終的に確定しており、丙自身もこのことを認識していたものと認めるのが相当であるとした上で、丙の更正の請求は、相続税法32条のいわゆる柱書きに定める期間が経過した後に行われた不適法なものというべきであるから、これを適法な更正の請求として取り扱った上で館山税務署長がした丙の減額更正は違法であり、また、丙の減額更正を前提としてされた戊の増額更正も違法であると判断して、戊の増額更正に係る処分のうち、納付すべき税額5034万3100円を超える部分を取り消す旨の判決（以下「別件判決」という。）を言い渡し、別件判決は、平成18年12月14日に確定した。（甲3、甲4、乙8）
- (18) 原告は、平成18年12月28日付けで、別表2順号8欄記載のとおり、相続税の更正の請求（以下「本件更正の請求」という。）をした。これに対し、館山税務署長は、平成19年6月12日付けで、更正をすべき理由がない旨の通知処分（以下「本件通知処分」という。）をした。

- (19) 原告は、平成19年7月18日、本件通知処分を不服として、別表2順号10欄記載のとおり、異議申立てをした。これに対し、館山税務署長は、本件通知処分は適法であるとして、同年10月12日付けで、上記異議申立てを棄却する旨の決定をした。
- (20) 原告は、平成19年10月25日、(19)の決定を不服として、別表2順号12欄記載のとおり、審査請求をした。これに対し、国税不服審判所長は、本件通知処分は適法であるとして、平成20年6月23日付けで、上記審査請求を棄却する旨の裁決をした。(甲3、乙9)
- (21) 原告は、平成20年12月19日、本件訴えを提起した。

4 本件の争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 通則法23条2項3号及び通則法施行令6条1項1号に該当する事由の有無(争点1)

(原告の主張)

本件は、通則法23条2項3号及び通則法施行令6条1項1号が定める、計算の基礎となった事実のうちに含まれていた行為の効力に係る官公署の処分が取り消された場合に該当する。すなわち、本件更正処分の理由は、「相続税法第35条第3項の規定によるもの」とされており、丙の更正の請求に基づいてされた原告に対する処分が適法であることを根拠にされたものである。しかし、別件判決では、丙の減額更正が違法である旨認定されたのであり、このような先行した処分の違法性が確定した場合には、本来、処分行政庁が原告に対してした処分を取り消すべきであって、自ら取り消さない場合においても、通則法23条2項3号及び通則法施行令6条1項1号の適用又は類推適用がされるべきである。

(被告の主張)

通則法23条2項の趣旨は、納税者において、申告時には予測し得なかった事態その他やむを得ない事由が後発的に生じ、これにより、課税標準等又は税額等の計算の基礎に変更を生じ、税額の減額等をすべき場合、同条1項に定める期間の経過後には更正の請求を認めないとする、上記後発的変動につき帰責事由のない納税者に酷な結果になることから、例外的に更正の請求を認めることによって、納税者の権利救済の途を拡充することにあると解される。そして、通則法施行令6条1項1号が、官公署の許可等の取消しを通則法23条2項3号のやむを得ない事由とした趣旨は、行為の効力に係る官公署の許可等の処分に基づいて課税の基礎となる事実が構成され、更にその事実に基づいて確定申告がされた場合において、その後、その官公署の許可等の処分が取り消され、その取消し後の事実に基づいて計算すると税額が申告額より小さくなる場合には、その課税の基礎となる事実そのものが存在しなくなって、結果として納付すべき税額が過大であったということになり、当初の課税が実体的に不当であるとしてさかのぼって税額の減額等をなすべきこととなるから、通則法23条2項各号に定められた期間において更正の請求を認めようとするものである。

本件についてみると、原告において、別件判決により、本件相続税の計算の基礎となる事実のうちに含まれていた行為の効力に係る官公署の許可又は処分が取り消されたとの事実は認められず、他に、通則法施行令6条1項各号に該当する事実は存在しない。

よって、本件更正の請求には通則法23条2項3号は適用されない。

(2) 本件通知処分と別件判決との関係(争点2)

(原告の主張)

本件更正処分は、丙の更正の請求が適法なものとの前提でされたものであるが、その前提となる丙の更正の請求が不適法であり、丙の減額更正も違法であったことは、別件判決により認

定されている。原告の第3次修正申告は、丙の減額更正が適法であるとの前提でされたものであり、本件更正処分も同様の前提でされているから、そもそも本件更正処分自体が違法であったといわざるを得ない。

現在における原告の本件相続に係る納付すべき相続税の額は、違法な本件更正処分を根拠としているから、処分行政庁が自ら更正すべきものであり、本件通知処分は違法として取り消されるべきである。

(被告の主張)

相続税法は、相続税の総額の計算において、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る課税価格の合計額を基礎としているが、納税義務者は相続又は遺贈により財産を取得した個人とされ、その申告についても、各人がその相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に申告書を提出しなければならないとされ、個別申告を原則とし、例外的に共同申告を認めているにすぎない。したがって、共同相続の場合においても、相続税の申告及び課税は各相続人ごとに別個独立に行われ、その効力も個別的に判断すべきであって、ある相続人の申告又は課税における瑕疵は、原則として、他の相続人の申告又は課税に影響を及ぼさないというべきである。したがって、戊の増額更正が適正なものではなかったとしても、それによって原告の第3次修正申告及び本件更正処分の効力に影響を及ぼすものではないし、その結果、戊と原告とで課税標準が異なることになったとしても、原告に対する課税が違法になるということもできない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (通則法23条2項3号及び通則法施行令6条1項1号に該当する事由の有無) について

(1) 通則法23条2項は、納税申告後に発生した一定の事情がある場合に、同条1項の規定による更正の請求をすることができる旨を定めるところ、その趣旨は、申告時には予知し得なかった事態その他やむを得ない事由がその後において生じたことにより、さかのぼって税額の減額等をなすべきことになった場合に、これを税務官庁の一方的な更正の処分にゆだねることなく、納税者の側からもその更正を請求し得ることとして、納税者の権利保護を図るものであると解される。そして、通則法23条2項3号及び通則法施行令6条1項1号は、上記の更正の請求をすることができる場合として、その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実のうちに含まれていた行為の効力に係る官公署の許可その他の処分が取り消されたときにつき定めるところ、その趣旨は、行為の効力に係る官公署の許可又はその他の処分に基づいて課税の基礎となる事実が構成され、更にその事実に基づいて申告等がなされた場合において、その後、当該官公署の許可その他の処分が取り消され、その取消し後の事実に基づいて計算した税額よりも申告等に係る額が過大となる場合には、課税の基礎となる事実そのものが存在しなくなり、結果として当該申告等により納付すべき税額が過大であったことになるため、更正の請求を認めようというものと解される。このような通則法施行令6条1項1号の文理及び上記の趣旨に照らせば、「その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実」とは、相続税についていえば、相続又は遺贈により取得した財産の有無又は価額など相続税額の計算の基礎となる事実を指すものと解される。

(2) 以上を前提に本件について検討するに、第2の3(17)に記載したとおり、別件判決は、その理由中において、丙の更正の請求は、請求することができる期間を経過した後にされたもの

であるにもかかわらず、このことを看過して丙の減額更正がされたものであり、これを前提とする戊の増額更正は違法である旨判断したものである。

そして、第2の3に記載した事実に加え、証拠（甲3、甲4）によれば、別件判決によりその一部が取り消された戊の増額更正がされたのは、従前、戊が、本件未分割財産について丙が相続分を有することを前提に、相続税法55条本文に基づいて法定相続分の割合に従って丙もこれを取得したのとして申告していたところ、その後の遺産分割協議において、丙が本件未分割財産を取得しないことになった事実を踏まえたものと認められる。

ところで、相続税法においては、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の総額を計算し、それを各相続人及び受遺者について、その者が相続又は遺贈により取得した財産の価額に応じてあん分してそれぞれの者に係る相続税額を算出することとされている（相続税法11条以下参照）ところ、別件判決の理由中においては、亡乙の財産の価額等又は原告が本件相続により取得する財産の価額について、丙の更正の請求に先立つ第2次修正申告時のものよりも少額のものである旨の判断がされているものとは認められず、このことは、後にされた原告の第3次修正申告との関係においても同様である。したがって、別件判決が通則法施行令6条1項1号にいう「官公署の許可その他の処分」を取り消したものであるか否かはおくとしても、別件判決により、原告に係る相続税額の計算の基礎となる事実が変更されるなどしたということとはできない。

よって、本件においては、通則法23条2項3号及び通則法施行令6条1項1号に定めるところに該当する事由はないというべきである。

2 争点2（本件通知処分と別件判決との関係）について

原告は、本件更正処分は丙の減額更正が適法であるとの前提によりされているところ、丙の減額更正が違法であったことは別件判決により認定されたのであるから、本件更正処分も違法となるとともに、現在における原告の本件相続に係る納付すべき相続税の額は、違法な本件更正処分を根拠としているものであるから、本件通知処分もまた違法であると主張する。

しかし、本件通知処分が違法であるというためには、本件更正処分につき原告が更正の請求をなし得ると認められることが必要であるところ、別件判決の理由中において丙の減額更正が違法である旨判断されたことをもって、通則法23条2項3号及び通則法施行令6条1項1号に定めるところに該当する事由があるということとはできないのは、1に判示したとおりであり、他に通則法23条1項及び2項並びに相続税法32条各号に定めるところに該当する事由があると認めるに足りる証拠はないから、原告の上記主張を採用することはできない。

なお、付言するに、相続税法は、相続税の総額の計算において、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る課税価格の合計額を基礎としている（相続税法16条（平成15年法律第8号による改正前のもの）参照）が、納税義務者は相続又は遺贈により財産を取得した個人とされ（相続税法1条1号（平成15年法律第8号による改正前のもの）参照）、その申告についても、各人がその相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に申告書を提出しなければならないとされ、個別申告を原則とし、例外的に共同申告を認めているにすぎない（相続税法27条（平成15年法律第8号による改正前のもの）参照）。したがって、共同相続の場合でも、相続税の申告及び課税は各相続人ごとに別個独立に行われ、その効力も個別的に判断されるものであって、ある相続人の申告又は課税における瑕疵は、原則として、他の相続人の申告又は課税の効力に影響を及ぼさないというべきである。したがって、戊の増額更正

が適正なものではなかったとしても、それによって原告の第3次修正申告及び本件更正処分の効力に直ちに影響を及ぼすものではないし、その結果、戊と原告とで相続税額の計算の内容が異なることになったとしても、原告に対する課税が違法になるということもできない。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 八木 一洋

裁判官 衣斐 瑞穂

裁判官 中島 朋宏

別表

第一次分割協議書記載財産					本件調書の遺産目録記載財産	
番号	所在・銘柄・種類等	地番	地目	金額・数量等		
1	H組合 神戸支店	定期預金			30,000,000円	金額10,007,452円及び金額20,014,804円の2口
		普通預金			2,448,814	
2	D	株券			1,000株	同左
	E	株券			5,000	同左
3	F銀行 館山支店	定期預金			10,180,000円	金額10,191,156円
		定期預金			42,000,000	金額42,012,868円
4	東京都台東区		宅地		224.13㎡	地積404.99㎡のうち224.13㎡ (図面のB部分)
5			貸地		210.10	地目宅地、地積248.85㎡
6			貸地		178.51	地目宅地
7			貸地		122.28	地目宅地
8	東京都台東区		宅地		177.85	同左
9	東京都葛飾区		宅地		781.78	同左
10	東京都荒川区		貸地		631.94	地目宅地、地積657.32㎡
11	東京都荒川区		貸地		628.23	地目宅地、地積1,434.45㎡ この持分1万分の4380とし、 1万分の5620は他の相続人5 名が各1万分の1124宛相続す る。ただし、後日分筆し、共 有物分割により所有部分を確 定するものとする。
		(G使用部分を除く。)				
12	東京都荒川区		貸地		38.67㎡	地目宅地、地積39.93㎡
13			貸地		75.19	地目宅地
14			貸地		32.13	地目宅地
15			貸地		40.85	地目宅地
16			貸地		29.42	地目宅地、地積32.14㎡
17			貸地		34.62	地目宅地
18			貸地		45.28	地目宅地、地積45.37㎡
19			貸地		35.87	地目宅地
20				宅地		14.09
21	東京都荒川区		貸地		151.22	地目宅地、地積151.23㎡
22	館山市		雑種地		2,943	地目原野、地積228㎡
				地目原野、地積280㎡		
				地目原野、地積257㎡		
				地目畑、地積251㎡		
				地目畑、地積280㎡		
				地目畑、地積277㎡		
				地目畑、地積284㎡		
				地目畑、地積538㎡		
				地目畑、地積271㎡		
				地目畑、地積277㎡		
			(参考：合計地積2,943㎡)			
		畑		267	同左	

別表 (続き)

第一次分割協議書記載財産					本件調書の遺産目録記載財産
番号	所在・銘柄・種類等	地番	地目	金額・数量等	
23	館山市		畑	46㎡	持分5分の3 これら15筆の持分25分の15とし、25分の10については、他の相続人が25分の2宛相続する。
			畑	39	
			畑	49	
			畑	82	
			畑	462	
			畑	915	
			畑	366	
			畑	485	
			山林	241	
			山林	1,176	
			山林	644	
			山林	66	
			山林	1,404	
			宅地	988.42	
			宅地	380.16	
24	館山市		山林	66㎡	地目畑
			山林	29	地目池沼
			田	418	同左
25	館山市		畑	1,348	同左
26	家財一式カメラ他			2,000,000円	同左
27	現金			1,566,443	同左

(注) 本件調書の遺産目録では、番号3の「F銀行」は、新銀行名である「F銀行」と記載されている。

別表 本件相続税の課税処分等の経緯

(単位：円)

順号	区分	年 月 日	課税価格	納付すべき 税額	過少申告 加算税の額	重加算税の額
1	期限内申告	平成7年10月27日	85,177,000	32,273,800	—	—
2	第一次 修正申告	平成9年5月29日	103,586,000	40,574,600	708,000	423,500
3	第二次 修正申告	平成11年12月21日	124,303,000	50,343,100	—	—
4	第三次 修正申告	平成15年10月20日	243,737,000	92,295,600	—	—
5	本件 増額更正	平成16年2月26日	246,648,000	98,995,400	—	—
6	異議申立て	平成16年4月24日	124,303,000	50,343,100	—	—
7	異議決定	平成16年7月9日	棄却			
8	本件 更正の請求	平成18年12月28日	124,303,000	50,343,100	—	—
9	本件 通知処分	平成19年6月12日	246,648,000	98,995,400	—	—
10	異議申立て	平成19年7月18日	124,303,000	50,343,100	—	—
11	異議決定	平成19年10月12日	棄却			
12	審査請求	平成19年10月25日	124,303,000	50,343,100	—	—
13	裁 決	平成20年6月23日	棄却			